

平成31年第4回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成31年4月10日、午後2時に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第4回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

| | | |
|-----------|---------------|-----------|
| 1番 藤原 浩俊 | 2番 樋口 好澄 (欠席) | 3番 田中 政則 |
| 4番 森山 勝馬 | 5番 手嶋 和彦 | 6番 田中 睦美 |
| 7番 原野 道明 | 8番 森部 賢一 | 9番 武井 正道 |
| 10番 手島 博行 | 11番 手島 信行 | 12番 畑 和徳 |
| 13番 田中 武俊 | 14番 櫻木 朝喜 | 15番 穴見 義夫 |
| 16番 林 新吾 | 17番 樋口 博幸 | 18番 伊藤 猛 |
| 19番 後藤 干城 | | |

【農地利用最適化推進委員】

| | | |
|-----------|----------------------|----------|
| 20番 大山 源次 | 21番 浦塚 洋明 | 22番 坂田 稔 |
| 23番 金子 耕三 | (※20番から23番は、代表推進委員。) | |

3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第2号 農地法第43条第1項の規定による届出について
- ・報告第3号 農地法第4条の規定による届出について
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第7号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

| | |
|------|---------|
| 事務局長 | 高 岩 浩 司 |
| 係 長 | 中 村 敬一郎 |
| 事務吏員 | 松 尾 康 年 |
| 事務吏員 | 水 落 ひかる |
| 事務吏員 | 岩 切 範 宏 |

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 大山 豊 揚

8. 議 事

議 長 　ただ今より、平成31年第4回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。ただ今の出席委員は農業委員18名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）4名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に17番樋口委員、18番伊藤委員を指名いたしますので、よろしく申し上げます。
それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 　（松尾）1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。9頁まで計48件ございます。以上、報告いたします。

議 長 　事務局の説明は終わりました。報告番号1番から48番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

議 長 　なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 　賛成の挙手。

議 長 　賛成多数と認め、報告第1号、報告番号1番から48番について、これを受理いたします。次に、報告第2号「農地法第43条第1項の規定による届出について」を議題とし、事務局の説明を求めます

事務局 　（松尾）10頁をお願いします。議案朗読及び資料をもって説明。1件ございます。
（今回の届出については、従来転用扱いだったのが、法改正により一定の要件を満たせば届出でよくなり、地目も農地のままで良く、全国で3例、九州では初めての事例となる。）

議 長 　事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。
8番森部委員。

8 番 　（森部委員）事務局からも説明がありましたが、この施設は夏～秋にかけてイチゴのベンチ栽培試験を行うものであります。全面ではなく一部をコンクリート張りするもので、利用権設定が5年間でされておりますが、それ以降は状況によって延長するか売却するか判断するとの事です。以上でございます。

議 長 　担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 　ありません。

議 長 　なければ、本件について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 　なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 　賛成の挙手。

議 長 　賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。次に、報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事務局 　（松尾）11頁をお願いします。議案朗読をもって説明。1件ございます。

議 長 　事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。
8番森部委員。

8 番 　（森部委員）転用の目的は、事務所と休憩所でハウスでの農作業の補完作業のため、及び従

業員の休憩用にプレハブ事務所を設置するものです。尚転用面積も200㎡未満と言うことで届出となっております。以上でございます。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 ありません。
報告番号1番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。
次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 （松尾）12頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。
議長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課（大山）詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局及び農業振興課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
議長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 （岩切）「理由朗読後」、審議番号1番について、あっせん委員の指名が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当地区委員の5番手嶋委員、38番井手委員を指名いたします。
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （岩切）審議番号2番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、担当地区委員の10番手島委員、17番樋口委員、32番橋本委員を指名いたします。
次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （岩切）審議番号3番について、あっせん委員の指名が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、担当地区委員の18番伊藤委員、24番塚本委員を指名いたします。
次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （岩切）審議番号4番について、あっせん委員の指名が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、担当地区委員の18番伊藤委員、24番塚本委員を指名いたします。
次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （岩切）審議番号5番について、あっせん委員の指名が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、担当地区委員の18番伊藤委員、24番塚本委員を指名いたします。

議 長 それでは、審議番号1番から5番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

全委員 なければ、議案第2号、審議番号1番から5番について、賛成の方の挙手を求めます。

議 長 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

議 長 17頁をお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。尚、この案件は、農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。20頁まで10件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。

5 番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。契約は贈与、権利移転の理由として、譲受人の土地と隣接しており、申請土地を通らないと自分の農地に行けないこともあり、耕作に便利のため、譲渡し人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 なし。

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。次に、審議番号2番について、私が担当委員になっておりますので、議長を伊藤副会長と交代します。

(議長交代：会長 → 伊藤副会長)

議 長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号2番について説明いたします。契約は売買、理由は、譲渡人の一人は遠方で耕作不可能であり、もう一方も高齢のためこれまで長年譲受人に耕作してもらっており、この度売買が成立しております。譲受人は規模拡大です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 なし。

議 長 なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号3番について説明いたします。契約は売買、譲渡人は遠方で耕作不能であり、譲受人が長年耕作をしておりますが、この度売買が成立しております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

- (「ありません。」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
- 議長 それでは、議長を後藤会長と交代いたします。
- (議長交代：伊藤副会長 → 会長)
- 議長 議長を交代しました。次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。
- 3番 3番田中委員。
- (田中委員) 審議番号4番について説明いたします。契約内容は贈与。母から子への贈与となっています。息子が地元に戻ったと言うことです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- 推進委員 なし
- 議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
- 議長 無いようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
- 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。
- 17番 (樋口委員) 審議番号5番について説明します。譲受人は規模拡大によるもので、長年この農地を耕作しており、譲渡人は高齢のため、譲受人との間で話がまとまり売買での申請となっています。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。
- 17番 (樋口委員) 審議番号6番について説明します。譲受人は相手方の要望により経営拡大。譲渡人は経営縮小で、譲受人との間で話がまとまり売買での申請となっています。尚、当該申請地は平成29年の九州北部豪雨で被災しており、基盤整備による復旧が計画されています。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。

14番 (櫻木委員) 審議番号7番について説明いたします。契約内容は贈与。譲受人の農地と隣接しており、譲渡人は離農。現在、竹林となっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

議長 無いようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。担当委員の2番樋口委員が欠席ですので、23番金子委員(代表推進委員)。

23番 (金子委員) 審議番号8番について説明いたします。契約内容は贈与。父から子への贈与となっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

議長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

議長 無いようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。担当委員の18番伊藤委員

18番 (伊藤委員) 審議番号9番について説明いたします。契約内容は売買。譲渡人は遠方で耕作が出来ず、隣接する譲受人が相手方の要望で買うことになったと言うことです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

議長 無いようですので、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。

次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。担当委員の18番伊藤委員

18番 (伊藤委員) 審議番号10番について説明いたします。契約内容は贈与。譲渡人は病気で耕作が出来ず、規模縮小しております。譲受人は他市の方ですが、譲受人の妻が地元出身ということで、話がまとまったようです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。

議長 無いようですので、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。

ここで、議事進行上、暫時休憩といたします。そのまま着席お願ひします。

(暫時休憩「現地ビデオ」上映)

議長 それではここで、休憩いたします。15時10分より再開いたします。

(休憩：15時00分から15時10分)

議長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。

議案第4号「農農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を

求めます。

- 事務局
議長 (水落・松尾) 21頁をお願いします。5件ございます。議案書により説明。
事務局の説明は終わりました。
審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員。
- 4番 (森山委員) 審議番号1番について説明します。転用の目的、集合住宅2棟5戸、転用の理由は家賃収入を得るため集合住宅を建築するもの。農地法の運用については、用途地域に指定されている第3種農地。雨水排水は側溝へ、下水は下水道に接続するということです。問題ないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。
次に、審議番号2番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。
- (議長交代：会長 → 伊藤副会長)
- 議長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。
19番後藤委員。
- 19番 (後藤委員) 審議番号2番について説明いたします。転用目的は露店資材置場、転用の理由については、事業拡大により手狭になったため、新たに資材置場を整備するもの。農地法の運用については、その他の農地に該当第2種農地です。雨水排水は自然流水。地元区会長、水路組合のも承諾を得ているということで問題ないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。
- 議長 それでは、議長を後藤会長と交代いたします。
(議長交代：伊藤副会長 → 会長)
- 議長 議長を交代しました。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。
8番森部委員。
- 8番 (森部委員) 審議番号3番について説明します。転用の目的、農業用倉庫の建設。転用の理由は、現在の農業倉庫が手狭になったためです。この案件は、今年2月の定例会で取り下げがあったものです。県の補助を受けて倉庫建設を予定していましたが、補助金が新年度にならないと受けられないとのことで、今回再申請となっています。農地法の運用については、農業用施設に該当します。用途区分、農地区分は農用地区域外、第1種農地。ご審議方よろしくをお願いします。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。
 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。12番畑委員。
- 12番 (畑委員) 審議番号4番について説明します。転用の目的、植林、理由は、山間の農地で耕作不便なため、植林を行い山林として利用しているものです。既に植林されているので始末書が出されています。その他の農地、第2種農地、農用地区域外農地に該当します。推進委員と現地を確認しましたが、現地は急斜面で果樹栽培には適さないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。
 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。
- 16番 (林委員) 審議番号5番について説明します。転用の目的、農業用倉庫及び進入路、理由は、自宅敷地が狭く、農業用倉庫が必要となり自宅横に倉庫を作り利用しているもので倉庫1棟59㎡、始末書が出されています。その他の農地、第2種農地、農用地区域外農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。
 次に、23頁、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (水落・松尾) 議案朗読をもって説明。25頁まで12件ございます。
 ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員。
- 4番 (森山委員) 審議番号1番について説明します。契約は使用貸借、転用の目的、自己用住宅、転用の理由は現在借家住まいのため、父の土地を借りて自己用住宅を建築するもの。農地法の運用は、用途地域が定められている農地で、第3種農地に該当します。雨水は側溝へ汚水は下水道に接続します。問題ないと思います。審議の程、よろしくお願ひいたします。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
 次に、審議番号2番について、私が担当委員になっておりますので、議長を伊藤副会長と交代します。
 (議長交代：会長 → 伊藤副会長)
- 議 長 (伊藤副会長)議長を交代しました。審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。
 19番後藤委員。
- 19番 (後藤委員)審議番号2番について説明します。契約は使用貸借、契約転用の目的、自己用住宅。転用の理由は、現在借家住まいのため、父の土地を借りて自己用住宅を建築するもの。農地法の運用は、用途地域が定められている農地で、第3種農地に該当します。汚水は合併浄化槽へ、雨水は既設の水路へ流します。農地法の運用は、用途地域が定められた都市計画用途区域内で、第3種農地です。審議の程、よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 (後藤委員)審議番号3番について説明します。契約は売買、転用の目的は、集合住宅建設で7棟28戸。アパート経営による家賃収入を得るため、集合住宅を建築するものです。雑排水は公共下水へ雨水は既設水路へ流します。農地法の運用は、その他の農地に該当。農用地区域外、第2種農地。審議の程、よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
 次の審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 (後藤委員)審議番号4番について説明します。契約は売買。転用目的、自己用住宅。借家住まいのため自己用住宅を建築するものです。家庭排水は下水道へ、雨水は既設の水路へ流します。農地法の運用は、その他の農地に該当。農用地区域外、第2種農地。
 審議の程、よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

- (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。
次の審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 (後藤委員) 審議番号5番について説明します。契約は売買。転用目的、貸露天資材置場。転用の理由は、経営している会社に資材置場が無いため個人で資材置場を整備し、会社に貸すことで賃料収入を得るものです。雨水は自然排水。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当。都市計画用途地域内、第3種農地。
審議の程、よろしく願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。それでは、議長を後藤会長と交代します。
(議長交代：伊藤副会長 → 会長)
- 議長 (後藤会長) 議長を交代しました。次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。
- 7番 (原野委員) 審議番号6番について説明します。契約は使用貸借です。転用の目的は自己用住宅。転用の理由は、現在両親と住んでいるが、父の土地を借りて自己用住宅を建築するものです。農地法の運用についてはその他の農地に該当。農用地区域外、第2種農地です。汚水は合併浄化槽を設置、雨水排水は既存水路に流すということです。
ご審議方、よろしく願います。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。
- 1番 (藤原委員) 審議番号7番について説明します。契約は売買。転用の目的、露天駐車場で敷地拡張です。転用の理由は、事業拡大で既存敷地に倉庫を増築するため、隣接地を駐車場として整備するもの。駐車台数は33台です、農地法の運用について10ha以上の一団の農地、敷地拡張に該当。農用地区域内、農用地区域外。雨水排水は自然流水です。
審議の程よろしく願います。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

- (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。
- 次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。
- 14番 (櫻木委員) 審議番号8番について説明します。契約は売買。転用の目的は、露天駐車場で敷地拡張です。転用理由は事業拡大でトラックを増台するため、隣接地を駐車場として整備するものです。駐車台数は10t車7台です。農地法の運用について10ha以上の一団の農地、敷地拡張に該当。農用地区域外、第1種農地。雨水排水は自然流水ですが、側溝を設ける予定だと言うことです。ご審議方、よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。
- 次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。
- 18番 (伊藤委員) 審議番号9番について説明します。契約は売買。転用の目的は、デイサービスセンター敷地拡張。転用の理由は、不足している駐車場を確保し利用者が散歩したり、花壇で土と触れ合える敷地として整備ものです。この施設は地域との交流も多く、イベント時は敷地内に駐車できず路上駐車も多かったのですが、路駐も無くなります。地元区会長、土地改良区の了承も得ております。農地法の運用について10ha以上の一団の農地、敷地拡張に該当。農用地区域外、第1種農地。ご審議の程よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。
- 次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。
- 18番 (伊藤委員) 審議番号10番について説明します。契約は賃貸借。転用の目的・理由は、真砂土採取地の敷地拡張です。平成25年から岩石採取を行っており、約12ha岩石採取予定地の中に3筆の農地が取り残され、現地の方も何年も手入れされていない状況です。地元区会長及び土地改良区とも公害防止協定を結んでおり、これを元に朝倉市と環境保全協定を結んでいます。その後、採石法に基づく岩石採取許可申請、森林法に基づく林地開発許可申請、今回農地法に基づく許可申請と合わせ、3つの許可が必要となります。農地法の運用については、その他の農地に該当。農用地区域外の第2種農地です。ご審議の程よろしくお願ひします。

- 議 長 担当委員の説明が終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号10番について質問や意見はありませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求め
 ます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認いたします。
 次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。
- 16番 (林委員) 審議番号11番について説明します。契約は売買。転用の目的は、自己用住宅で
 す。転用理由は自宅が平成29年7月の豪雨災害で被災したため、自己用住宅を建築するも
 の。現地確認を行ったところ、災害後土砂捨て場に困った業者に既に埋めあげさせていたの
 で、譲渡人より始末書を添付して申請しております。農地法の運用については、杷木支所か
 ら500m以内に該当。農用地区域外、第2種農地。雨水排水は既存の水路へ、汚水は合併
 浄化槽を設置します。ご審議方、よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求め
 ます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は承認いたします。
 次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。
- 16番 (林委員) 審議番号12番について説明します。契約は使用貸借。転用の目的は、自己用住
 宅です。転用理由は現在借家住まいのため、実家の隣の母の土地を借りて自己用住宅を建築
 するもの。契約は使用貸借です。農地法の運用については、その他の農地に該当。農用地区
 域外、第2種農地。雨水排水は既存の水路へ、汚水は合併浄化槽を設置します。
 ご審議方、よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号12番について、質問や意見はありませんか。
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号12番について、承認することに賛成の方の挙手を求め
 ます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号12番は承認いたします。
 次に、26頁、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題としま
 す。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願ひします。
- 事務局 (岩切) 26頁をお願ひします。審議番号1番から2番は、推進機構への売渡です。
 計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の
 各要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。
 ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、議案第6号、審議番号1番について、質問や意見

はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 無いようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。次に審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
委 員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

それでは、審議番号1番から審議番号2番について承認とし、市長へ通知いたします。

議 長 次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。28頁まで4件ございます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、私が担当委員になっておりますので、議長を伊藤副会長と交代します。

(議長交代：会長 → 伊藤副会長)

議 長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。
19番 後藤委員。

(後藤委員) 審議番号1番について説明いたします。申請土地については、ビデオにて見ていただきましたとおり昭和48年度に建築された住宅で、既に40数年経過しております。区会長、隣接者の証明もとっております。農地については、第2種農地で農用地区域外に該当します。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 他に、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。それでは、議長を後藤会長と交代します。

(議長交代：伊藤副会長 → 会長)

議 長 (後藤会長) 議長を交代しました。次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。
17番 樋口委員。

(樋口委員) 審議番号2番について説明いたします。土地の現況はビデオにて見ていただいたとおりです。昭和28年に住宅が建築され、既に65年以上経過しており、申請土地も敷地の角部分2か所、三角形部分で面積もわずかであります。農地の状況は、農用地区域外で第2種農地です。区会長、隣接者の証明も取っております。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 他に、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

- 議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。
- 2.3番 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。2.3番金子委員。
- (金子委員) 審議番号3番について説明いたします。この土地は、平成29年の豪雨災害により被災し、現状は耕作できる状態になく、ビデオでも見ていただきましたが、すぐ横を赤谷川が流れており、護岸・農地等の改良復旧もできてない状況です。
- 農地の状況は、農用地区域外で第2種農地です。
- ご審議の程、よろしく申し上げます。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。
- 2.3番 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。2.3番金子委員。
- (金子委員) 審議番号4番について説明いたします。先ほどの審議番号3番と隣接する土地で、同じく平成29年の豪雨災害により被災した箇所です。赤谷川の護岸・農地等の改良復旧もできてない状況で審議番号3番同様、今回非農地判断の申請が上がった次第です。
- 農地の状況は、農用地区域外で第2種農地です。
- ご審議の程、よろしく申し上げます。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:55)